

## 南相馬市条例第 号

## 南相馬市認定こども園条例

## (設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、同法第2条第7号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小高区認定こども園	南相馬市小高区関場二丁目21番地

## (事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもに対する教育及び保育
- (2) 延長保育事業
- (3) 預かり保育事業
- (4) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

## (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理及び運営に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、市長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## (準備行為)

- 2 認定こども園の入園に係る募集、申請その他必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

- 3 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年南相馬市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の太枠で表示された部分(以下「改正部分」というを、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)<u>、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)</u>及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 市長は、市立幼稚園(南相馬市幼稚園条例(平成18年南相馬市条例第186号)別表に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)<u>、市立保育園(南相馬市保育園条例(平成18年南相馬市条例第110号)別表に規定する保育園をいう。以下同じ。)</u><u>及び市立認定こども園(令和元年南相馬市条例第〇号)第2条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)</u>施設</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 市長は、市立幼稚園(南相馬市幼稚園条例(平成18年南相馬市条例第186号)別表に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)<u>及び市立保育園(南相馬市保育園条例(平成18年南相馬市条例第110号)別表に規定する保育園をいう。以下同じ。)</u>において施設を利用した子どもの支給認定保護者等から第3条第1項に定める利用者負担額を徴収する。</p>

を利用した子どもの支給認定保護者等から第3条第1項に定める利用者負担額を徴収する。

(利用者負担額の通知)

第6条 市長は、利用者負担額を決定したとき、又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者等及び当該支給認定保護者等が利用する特定教育・保育施設（市立幼稚園、市立保育園及び市立認定こども園を含む。）の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。

附 則

(利用者負担額の特例)

2 平成27年度から平成34年度までの第3条の利用者負担額は、同条の規定にかかわらず、市内に住所を有し、特定保育所、市立幼稚園、市立保育園及び市立認定こども園を利用する子どもに係る利用者負担額は無料とする。

(利用者負担額の通知)

第6条 市長は、利用者負担額を決定したとき、又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者等及び当該支給認定保護者等が利用する特定教育・保育施設（市立幼稚園及び市立保育園を含む。）の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。

附 則

(利用者負担額の特例)

2 平成27年度から平成34年度までの第3条の利用者負担額は、同条の規定にかかわらず、市内に住所を有し、特定保育所、市立幼稚園及び市立保育園を利用する子どもに係る利用者負担額は無料とする。

(南相馬市保育園条例の一部改正)

4 南相馬市保育園条例（平成18年南相馬市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
南相馬市立かしま保育園	南相馬市鹿島区西町三丁目90番地	108人	南相馬市おだか保育園	南相馬市小高区吉名字岩屋堂62番地	180人
【略】			南相馬市立かしま保育園	南相馬市鹿島区西町三丁目90番地	108人
			【略】		

(南相馬市幼稚園条例の一部改正)

5 南相馬市幼稚園条例(平成18年南相馬市条例第138号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立福浦幼稚園	南相馬市小高区蛭沢字藤沼50番地	南相馬市立小高幼稚園	南相馬市小高区関場一丁目1番地
【略】		南相馬市立福浦幼稚園	南相馬市小高区蛭沢字藤沼50番地
		【略】	

(南相馬市立幼稚園預かり保育条例の一部改正)

6 南相馬市立幼稚園預かり保育条例(平成18年南相馬市条例第

189号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄の改正部分にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="209 539 834 629">南相馬市立幼稚園<u>及び認定こども園</u>預かり保育条例</p> <p data-bbox="261 651 403 689">(目的)</p> <p data-bbox="209 712 834 1182">第1条 この条例は、南相馬市立幼稚園<u>及び南相馬市認定こども園</u>(以下「<u>幼稚園等</u>」<u>という。</u>)において、幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育(以下「<u>預かり保育</u>」<u>という。</u>)を実施することにより、保護者の子育てを支援することを目的とする。</p> <p data-bbox="261 1205 448 1243">(対象者)</p> <p data-bbox="209 1265 834 1467">第3条 預かり保育の対象者は、<u>幼稚園等</u>に在園している園児のうち、保護者が預かり保育を希望する園児とする。</p> <p data-bbox="261 1489 403 1527">(委任)</p> <p data-bbox="209 1550 834 1697">第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会<u>及び市長</u>が別に定める。</p>	<p data-bbox="866 539 1492 629">南相馬市立幼稚園預かり保育条例</p> <p data-bbox="919 651 1061 689">(目的)</p> <p data-bbox="866 712 1492 1131">第1条 この条例は、南相馬市立幼稚園(<u>以下「<u>幼稚園</u>」<u>という。</u></u>)において、幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育(以下「<u>預かり保育</u>」<u>という。</u>)を実施することにより、保護者の子育てを支援することを目的とする。</p> <p data-bbox="919 1205 1061 1243">(対象者)</p> <p data-bbox="866 1265 1492 1467">第3条 預かり保育の対象者は、<u>幼稚園</u>に在園している園児のうち、保護者が預かり保育を希望する園児とする。</p> <p data-bbox="919 1489 1061 1527">(委任)</p> <p data-bbox="866 1550 1492 1697">第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>